

菊陽町犯罪被害者等見舞金制度等のQ & A

Q 1 対象となる犯罪行為は具体的にはどのようなものですか？

A 1 故意に人の生命・身体を害する犯罪で、殺人、強盗致傷、傷害、不同意わいせつ致傷等が該当します。窃盗や詐欺などの財産に対する被害やSNS等における誹謗中傷などの名誉に関する被害などは対象となりません。見舞金制度の対象となるのは令和8年4月1日以降の犯罪行為による犯罪被害になります。

Q 2 交通事故の被害は対象となりますか？

A 2 過失による交通事故の被害は本制度の対象とはなりませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。過失による交通事故の場合は、交通災害見舞金制度の対象となります。

Q 3 犯罪行為の事実はどうのようにして確認するのですか？

A 3 この制度は警察等が犯罪行為を認知していることが条件となりますので、申請者の同意に基づいて警察等に照会を行い確認します。

Q 4 海外旅行先で犯罪被害に遭った場合も対象になりますか？

A 4 対象となるのはあくまで日本国内における犯罪被害であり、国外での犯罪被害は対象外になります。ただし、日本国外であっても、日本船舶内または日本航空機内の犯罪被害であれば対象になります。

なお、国外で故意による犯罪で亡くなった方のご遺族や重障害を負われた方は、「国外犯罪被害弔意金等支給制度」という国の制度の対象となります。

Q 5 制度の対象となるのは菊陽町民が犯罪被害を受けた場合ということですか？

A 5 重傷病見舞金の給付対象は犯罪被害を受けた菊陽町民ですが、遺族見舞金の給付対象は犯罪被害を受けて亡くなられた方のご遺族である菊陽町民であって、犯罪被害を受けて亡くなられた方が菊陽町民であったかどうかは問いません。

菊陽町民とは、菊陽町に住民登録されている方のほか、配偶者暴力（DV）等の被害を受けやむを得ず住民登録をしないで菊陽町に居住されていて、そのことが客観的に確認できる方等です。

Q 6 遺族見舞金の給付対象となる遺族は誰になりますか？

A 6 給付対象となるご遺族は、亡くなられた犯罪被害者が犯罪行為を受けたときに菊陽町に住民登録をされていた方または配偶者暴力（DV）等の被害を受けてやむを得ず住民登録をされずに菊陽町内に居住されていた方になります。

給付を受けることができるご遺族は第1順位のご遺族で、優先順位は、

- 1 ①配偶者（事実婚・パートナーシップ含む。）
- 2 犯罪被害者の収入で生活していた
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 上記に該当しない
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

となります（○内の数字が小さいが上位になります。）。

なお、第1順位のご遺族が複数いる場合は、お一人を代表者として申請していただくこととなります。

Q 7 重傷病等の要件に該当する犯罪被害であれば、必ず見舞金の給付を受けることができますか？

A 7 次の場合には、給付対象とならない場合があります。

- 原則として、被害者または第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実婚・パートナーシップ含む。）があった場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が、犯罪行為を誘発した場合や当該犯罪行為に関連して著しく不正な行為を行うなどその責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であった場合
- 同一の犯罪被害で他の市町村から見舞金の給付を受けていた場合
- その他見舞金を給付することが社会通念上適切でないと思われる場合

Q 8 見舞金を給付することが社会通念上適切でないとはどのような場合ですか？

A 8 給付対象者が暴力団以外の犯罪組織に属している場合や加害者と給付対象者が交際関係にあるような場合等が想定されます。

Q 9 重傷病見舞金の給付要件である「重傷病」とは、どのような傷病ですか？

A 9 重傷病とは、犯罪行為による負傷や疾病で、その治療期間が1か月以上

かつ3日以上入院を要すると医師に診断された場合が該当します。

精神疾患の場合は、入院は要せず、治療期間が1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができないと診断された場合が該当します。また、労務に服することができないとは、就業者が就労することができない場合はもとより、学生等であれば学校に通学できないなど、通常的生活を送ることができない場合が該当します。

Q10 見舞金給付の申請期限はどうなっていますか？

A10 犯罪被害を知った日から2年以内に申請していただく必要があります。犯罪被害を知った日とは、犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日になり、重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日になります。

Q11 犯罪行為を受けた後に菊陽町外に転出していた場合でも給付の申請はできますか？

A11 あくまでも犯罪行為を受けた時に菊陽町民であることが条件になりますので、その後菊陽町外に転出していた場合でも給付の申請をすることができます。

Q12 見舞金の代理申請は可能ですか？

A12 申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、病気で動けない状態であるなど、やむを得ない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、見舞金の給付先（振込口座の名義人）は、原則として申請者本人のものに限られます。

Q13 どのような場合に転居費用の助成を受けられますか？

A13 本見舞金制度による見舞金の給付を受けられた方で、精神的理由、犯罪行為による住居の滅失、損壊及び二次被害や再被害の関係で、これまでの住居に居住することが困難になって転居したと認められる場合になります。

Q14 転居費用助成の申請期限はどうなっていますか？

A14 見舞金の給付決定を受けた日から1年以内に申請していただく必要があります。

Q15 転居費用助成の代理申請は可能ですか？

A15 申請者がケガで動けないなど、やむを得ない場合は、親族等による代理

申請が可能です。ただし、見舞金の給付先（振込口座の名義人）は、原則として申請者本人のものに限られます。